

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤 岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)	
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市山東町梁瀬地域 (末歳区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月2日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の作付農地は水稻が中心となっているが、水稻農地の約30%が貸付農地となっている。
当地区の農業者の平均年齢は71歳であり、後継者がいる割合は10%程度しかいない状況となっている。
今後、遊休農地を増やさないため、担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内の農業者の高齢化、後継者の不足状況を考慮すると農地中間管理機構を活用し、地区内外の担い手を確保する必要があるが、地区内の多くの農地は狭く、新たな担い手への貸付等を行うには、大区画化等が必要となる。今後、大区画化等を考慮した集約化をし、地区内外の新たな担い手による特産品等の移行ができるよう検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.61 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.59 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当該地区内の現在耕作及び管理農地を地域計画の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに担い手への農地集積を進める方向検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、再ほ場整備事業等の事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を2034年度までに実施したい。(現状の農業者平均年齢が71歳のため10年後を目標とする。)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地区内外から多様な農業者を募集するとともに、栽培技術の向上支援のため農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内の農作業の効率化を図るため、また農地の維持管理するため、今後も農業支援サービスを継続していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦地区内外からの担い手を受入れるため、農地の保全・管理を継続していく。